

地域で安心して暮らせるよう 支援します

日常生活自立支援事業

たとえばこんなことで**お困り**ではありませんか？



高齢者や障がいの方のなかには、例えば、どんな福祉サービスがあって、その利用方法がわからないとか、毎日の暮らしに必要なお金の出し入れに困ったり、大切な書類の保管場所を忘れてしまうことが考えられます。

日常生活自立支援事業は、こうした方々が、住み慣れた地域のなかで安心して暮らせるよう、社会福祉協議会がお手伝いします。

どんな人が利用できるの？

例えば、認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどで、自分ひとりでは福祉サービスの利用契約等の判断をすることが不安な方や、日常生活に必要なお金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方です。

どんなお手伝いをしてくれるの？（利用できるサービス内容）

● 福祉サービス利用のお手伝い

- ・福祉サービスの利用に関する相談や情報の提供
- ・福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き



○ 日常的なお金の出し入れのお手伝い

- ・年金および福祉手当の受領に必要な手続き
- ・税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ・日用品等の代金を支払う手続き

○ 日常生活に必要な事務手続きのお手伝い

- ・福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ・住宅改造や居住家屋の賃借に関する情報提供・相談
- ・住民票の届出等の行政手続きに関する援助

○ 銀行の貸金庫等で大切な書類等をお預かり

<お預かりできる書類等>

- ・年金証書
- ・預貯金通帳
- ・実印、銀行印 等

<お預かりできないもの>

- ・宝石、書画、骨董品、貴金属類 等



利用料はいくらかかるの？

援助内容	利用料
・福祉サービス利用援助 ・日常的金銭管理サービス	1時間あたり 1,000円 (※1時間を超えると15分ごとに250円加算)
・書類等預かりサービス	1ヶ月あたり 500円

*契約までの相談等は無料です。

*契約後の援助には利用料がかかります。生活保護世帯は無料です。

サービスの利用の流れ

専門員による相談、支援計画の作成等（無料）

相談の受付

お住まいの地域の社会福祉協議会へご相談ください。

訪問調査

社会福祉協議会の専門員がご自宅等に伺います。

支援計画の作成・ 契約の締結

ご希望をお伺いしながら支援計画を作成し、利用契約を結びます。

契約後のお手伝い（有料）

サービスの開始

生活支援員が支援計画に沿って、お手伝いを行います。

支援計画の見直し等

ご希望をお伺いしながら、支援計画を見直すこともできます。

お手伝いに不満があるときは、どうしたらいいの？

○岐阜県社会福祉協議会において、利用者の苦情を受け付けています。

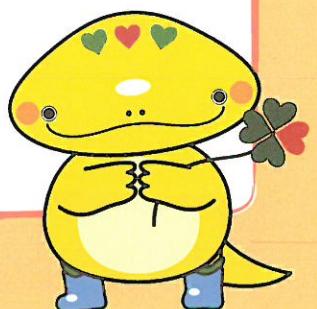
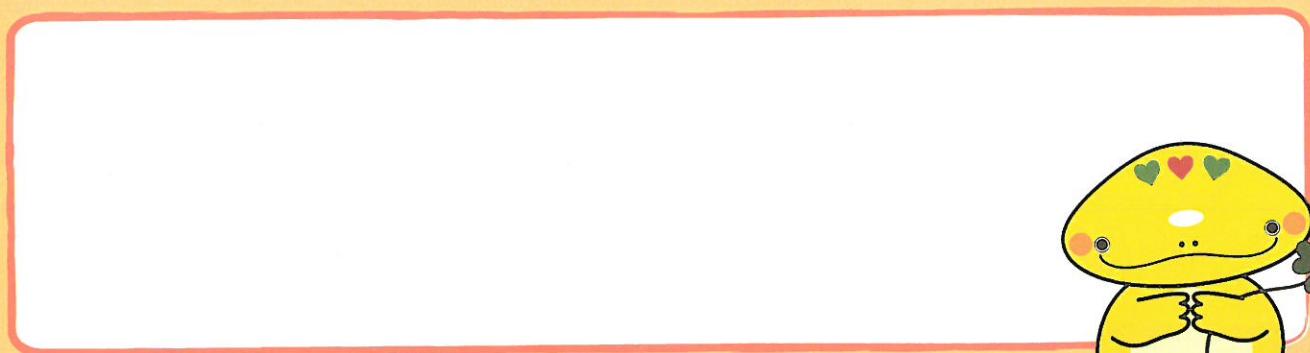
岐阜県・成年後見福祉サービス利用支援センター 電話 **058-274-7143**

○また、法律・福祉・医療の専門家と当事者組織などで構成されている「運営適正化委員会」がこの事業について監視を行っていて、利用者の苦情も受け付けています。

岐阜県運営適正化委員会 電話 **058-278-5136**



ご相談・お問い合わせは、お住まいの地域の社会福祉協議会へ



岐阜県「社協キャラクター」
ともにん

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会
岐阜県・成年後見福祉サービス利用支援センター
〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内

☎ 058-274-7143